

令和 7 年度

自治会町内会研修会

自治会町内会 ガイドブック

2025年6月



保土ヶ谷区連合町内会長連絡会

はじめに

自治会町内会の会長をはじめ役員の方々にお願い申し上げます。日頃より、地域の発展と会員相互の親睦のためにご尽力をいただき誠にありがとうございます。

自治会町内会は、自分たちの街を住みよいものにするため、道路やごみ集積場所、公園の清掃を行ったり、防犯灯の維持管理やパトロールを実施したり、地域の親睦を図るため夏祭りや運動会を開催するなど、地域の中で安全・安心で快適な生活が送れるよう、生活に密着した活動を日々行っています。

また、近年、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、子育てや福祉、防災など多岐に渡る地域課題にも取り組まなければなりません。こうした課題は、個人の力では到底解決できるものではなく、地域住民の一人ひとりが共通の課題として認識し、地域の力を合わせて、課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

一方で、自治会町内会内にも加入者数の減少や役員の後継者不足及び役員の高齢化等の課題があり、その安定した運営の継続に対処していく必要もあります。

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会では、区内 20 の地区連合町内会間の連絡を密にしながら、自治会町内会の活動を広く PR し、自治会町内会への加入の後押しをしていきたいと考えています。住民相互のコミュニケーションづくりの中心となる自治会町内会への加入を積極的に促進し、地域のつながりを深め、地域での支えあいの仕組みを構築していきたいと思っております。

この冊子は、今年度一緒に保土ヶ谷区の自治会町内会の活動に携わることになった皆様の活動の一助としていただくために、保土ヶ谷区連合町内会長連絡会において発行しています。新たに役員となられた方には自治会町内会活動のマニュアルとして、また、役員を長く続けていただいている方には、改めて自治会町内会活動を再認識していただく資料としてご活用していただければ幸いです。

末筆ながら、皆さま方のご活躍を祈念いたします。



保土ヶ谷区連合町内会長連絡会
会 長 金子 久夫

自治会町内会ガイドブック 目次

第1章 自治会町内会について

1 自治会町内会とは	P 1
2 自治会町内会の主な活動	P 2
3 横浜市の自治会町内会組織の構成	P 3
4 自治会町内会への加入促進について	P 4
5 自治会町内会の運営について	P 5

第2章 行政からの依頼事項等について

1 自治会町内会関係	
① 自治会町内会現況届等の提出	P 6
② 地域活動推進費及び地域防犯灯維持管理費の補助金交付	P 6
③ 自治会町内会の法人化（地縁による団体の認可）	P 7
④ 自治会町内会館整備のための補助金	P 7
⑤ 自治会町内会館脱炭素化推進事業	P 7
⑥ 公共掲示板・防犯灯の（道路）占有申請	P 8
⑦ LED防犯灯の設置申請について	P 8
⑧ 地域防犯カメラ設置補助金	P 8
⑨ 地域の防犯力向上緊急補助金	P 9
⑩ 保土ヶ谷区情報伝達ツールアプリ導入補助金	P 9
2 各種委員の推薦	
① 民生委員・児童委員の推薦	P 10
② スポーツ推進委員の推薦	P 10
③ 青少年指導員の推薦	P 11
④ 環境事業推進委員の推薦	P 11
⑤ 保健活動推進員の推薦	P 12
⑥ 家庭防災員研修受講者の推薦	P 12
⑦ 明るい選挙推進協議会推進員の推薦	P 13
⑧ 国勢調査員の推薦	P 13

3 募金・加入募集等		
①	保土ヶ谷区社会福祉協議会 世帯賛助会費	P 1 4
②	共同募金・年末たすけあい募金	P 1 4
③	日本赤十字社 会費募金	P 1 5
④	保護司会 更生保護活動協力費	P 1 5
⑤	保土ヶ谷防犯協会 会費	P 1 5
⑥	横浜市民共済生活協同組合の火災共済加入募集	P 1 6
4 各戸配布・掲示等		
①	広報紙の配布	P 1 7
②	社協ほどがや・共同募金だよりの配布	P 1 8
5 防災・防犯・交通安全関係		
①	「町の防災組織」活動支援事業	P 1 9
②	防災講師派遣事業	P 1 9
③	地域防災拠点	P 1 9
④	災害時要援護者支援事業	P 2 0
⑤	災害応急用井戸	P 2 0
⑥	こども110番あんしんの家	P 2 0
⑦	スクールゾーン対策協議会	P 2 0
6 選挙関係		
①	当日投票所の投票管理者・投票立会人及び 期日前投票所の投票立会人の推薦	P 2 1
②	選挙啓発ポスターの掲出について	P 2 1
7 保険制度関係		
①	横浜市市民活動保険制度	P 2 2
②	ボランティア行事用保険	P 2 2
8 保土ヶ谷ほっとなまちづくり（地域福祉保健計画）		
	保土ヶ谷ほっとなまちづくり（地域福祉保健計画）	P 2 3
第3章 参考資料		
	自治会町内会関係データ集	P 2 4

第1章 自治会町内会について

1 自治会町内会とは

地域に暮らしていると、いろいろ気がつくことがあります。防犯灯が消えかかっている道が暗かったり、野良猫やカラスがごみの集積場所を汚したり、台風が過ぎ去った跡に近くの公園に落ち葉や小枝が散乱していたり…。

誰でも快適な環境の中で生活をしたいと考えていると思います。

住みよい生活環境を維持するためには、行政の目だけでは手が届きにくいことがあります。たとえば、道路・公園の美化、清掃や防犯灯の維持管理、家庭ごみ集積場所の清掃保持などです。資源集団回収や広報などのように、地域としてまとまった方が効率的に行えることもあります。また、行政の施策が行き届いたとしても、住民の連帯意識や人間関係を育てていくことは不可能です。地震などの災害時にも日常の近隣関係が有効な手だてとなります。こうした役割を担っているのが自治会町内会です。

一言で言えば、「同じ地域に住む人々が、日常生活を営む中で、地域に起こる諸問題に対応したり、イベントを通して親睦を図るなど、住み良い地域社会を目指して、互いに協力しあい、さまざまな活動を行う住民の自治組織」が自治会町内会ということになります。

地域単独や行政だけでは解決することが難しい課題について、住民と行政が協働して取り組むことにより、問題解決が可能となる場合があります。そのためには、自治会町内会が大きな役割を果たしています。保土ヶ谷区では、安全安心な街づくりや交通問題、ごみの減量化など、自治会町内会と行政が協働して取り組むことにより、効果をあげてきました。

自治会町内会は任意の団体であり、その設立や加入は自由で、強制されるものではありませんが、地域で住みよい生活環境を維持するための住民組織ですから、できる限りすべての地域で設立され、すべての世帯が加入するような形にもっていくことが望ましいといえます。

2 自治会町内会の主な活動

自治会町内会は地域のつながりを基本とし、地域の生活に係わる全ての分野を対象としている点に特徴があります。

具体的には次のような地域活動があります。

①各種イベント等の開催

地域の親睦を図るため、夏祭りや運動会、文化祭、餅つき大会などのイベントの開催や、サークル活動への支援などを行います。

②社会福祉活動

高齢者への配食サービスや安心訪問など社会福祉活動を行います。

③防災活動

防災資器材の購入や非常食の備蓄、防災訓練の実施などにより、災害に備えます。

④防犯活動

防犯・防火のパトロールを実施します。

⑤環境美化活動

ごみ集積場所の管理や公園清掃などの環境美化を推進します。

⑥資源集団回収

古紙や缶・ビン・古布などを回収し、ごみの減量化・リサイクルに貢献します。

⑦行政からの依頼事項の処理

行政や各種団体からのお知らせや広報の回覧、各種募金のとりまとめ、各種委員（青少年指導員、スポーツ推進委員等）の推薦、イベントの周知などを行います。

⑧防犯灯の維持管理・見守り

夜間における通行の安全確保等を目的とした防犯灯の故障の発見や連絡など、日常の見守りを行います。

⑨掲示板の維持管理

自治会町内会で所有している掲示板の維持管理や掲示板を利用した広報活動等を行います。

⑩自治会町内会館の維持管理

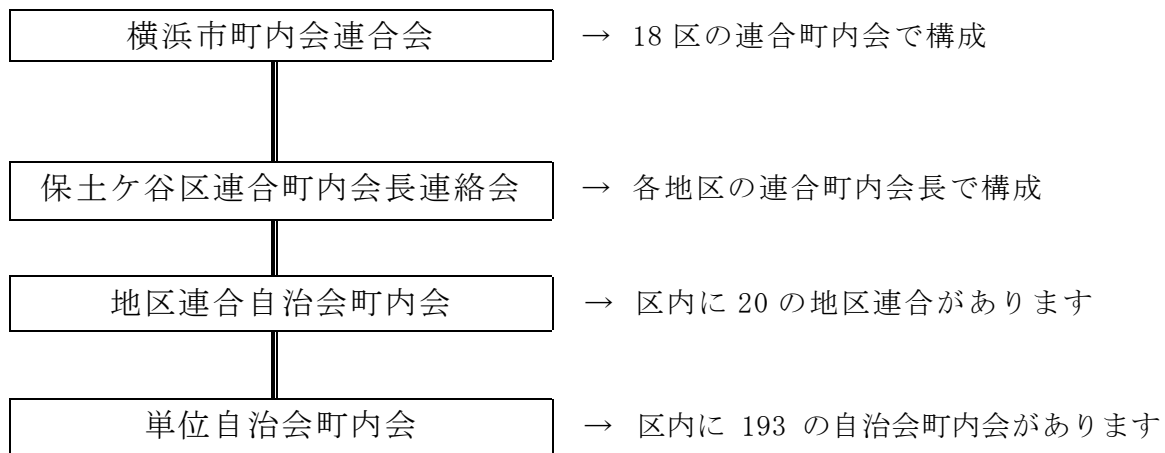
地域での集まりやサークル活動・葬儀等に使える町内会館の維持管理を行います。

上記にあげた活動は主なもので、自治会町内会によって活動内容は異なります。また、地域の代表ということで、自治会町内会長は、スクールゾーン対策協議会や地域防災拠点管理運営委員会の委員などに就任しています。

自治会町内会の活動はボランティアで行うこととなりますが、多種多様な地域活動があり、地域全体に係わることなので、会長、役員だけでなく、できるだけ多くの人に参加協力してもらう体制づくりが必要です。

3 横浜市の自治会町内会組織の構成

横浜市の自治会町内会の組織構成は次のようになっています。(令和7年4月1日現在)



①保土ヶ谷区連合町内会長連絡会の役割

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会は、主に各地区連合町内会間の連絡調整や行政との連絡調整を行っています。また、自主的な事業として、各自治会町内会の「掲示板の設置補助」や「自治会町内会研修会」等を実施しています。

②地区連合町内会の役割

今日の地域活動では、あらゆる分野において、区域を越えた広域的取り組みが必要となることが少なくありません。地区連合自治会町内会は、単独の自治会町内会が実施するには困難な広域的な事業や効率の悪い事業、費用のかかる事業、たとえば、地区運動会や文化祭、防災訓練などを行っています。

また、地区連合自治会町内会に加入すると、地域内の他の自治会町内会との情報交換ができるようになるため、自治会町内会活動を円滑に進めるためのノウハウやアドバイスが受けられるというメリットもあります。

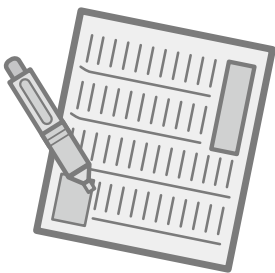
4 自治会町内会への加入促進について

自治会町内会の加入率の低下は、自治会町内会の担い手不足にもつながり、自治会町内会活動の停滞を招くと考えられます。

自治会町内会未加入者の加入につながる「きっかけづくり」のポイントをまとめてみましたので、参考にしてください。

自治会町内会加入の『きっかけづくり』3つのポイントと具体例

- ★ 加入を働きかける ～未加入世帯に向けた働きかけ～
 - ・連絡先を記載した加入案内チラシの配付
 - ・新築マンションへの転入世帯向けの自治会町内会説明会の実施
 - ・自治会町内会イベント（夏祭り、防災訓練など）での加入の呼びかけ
- ★ 加入の魅力を高める ～活動自体を活発にし、加入の魅力・利点をアップ～
 - ・会員の役に立つ事業、満足度の高い事業の展開
 - ・会員（地域）のニーズを把握
 - ・防災・防犯、子育て支援など地域ニーズにあった事業の展開
- ★ 活動を知らせる
 - ・「自治会町内会だより」（会報）で活動をアピール
 - ・「自治会町内会だより」を回覧板で回すとともにホームページにも掲載
 - ・ホームページ開設に向け、知識、経験のある方をボランティアとして募集



5 自治会町内会の運営について

①地域活動はみんなで役割分担を

自治会町内会には様々な地域活動があります。そのため役員全員で分担すると共に、会員同士で積極的に声をかけ合って活動に参加していただきましょう。

役員だけでなく、できるだけ多くの会員が関わっていくことで、自治会町内会の円滑な運営につなげていくことが大切です。

②会計は会員にわかりやすく

自治会町内会の会計は会員からの会費や区からの補助金等が主な財源となっています。会員に分かりやすい項目で収支をまとめ、お知らせしましょう。

③情報公開で民主的運営を

自治会町内会の活動費は、会員の会費や横浜市からの地域活動推進費、広報紙配布謝金、町の防災組織活動費等で賄われています。会の事業計画や臨時の活動を行う場合等には話し合いの場を持ち、情報を広く公開し、民主的運営に努めましょう。

なお、名簿などの個人情報については、法律に基づき、適正に管理することが必要です。

④会報の発行

会費を払っていても、自治会町内会がどんな事をしているのか知らない人もいます。会員に会の活動を知ってもらうためには、会報の発行が有効です。

また、掲示板を利用しての広報活動も有効です。

～運営のヒント～

Q. 自治会町内会の加入率が年々低下し、十分な活動を行えません。多くの人に入ってもらうためにはどうしたらいいでしょうか？

A. 多くの人に参加してもらうためには、自治会町内会の役割や加入の利点について具体的に説明しましょう。また、加入率が低下しているのであれば、活動を見直す必要があるかもしれません。活動が会員の希望に沿っているか、参加者に偏りが無いかなど検討することが重要です。

お金の管理の面でも、無駄遣いがないかを確認し、誰が見ても納得できるような会計処理をすることを心がけます。このような検討のためにも、分かりやすく整理された会計書類が必要です。

Q. 若い人が活動にあまり関心をもってくれません。どうしたらいいでしょうか？

A. 若年層に対して活動の意義を理解してもらうようにするとともに、若年層が自治会町内会に対して何を求めているかを把握したうえで、参加しやすいイベントを企画するなどして活動内容を見直すことが有効です。

第2章 行政からの依頼事項等について

1 自治会町内会関係

① 自治会町内会現況届等の提出

【担当：地域振興課 地域活動係 TEL334-6302】

自治会町内会名簿の作成や地域活動推進費の算定及び「広報よこはま」や回覧・掲示物の配布等のため、必ず年度当初にご提出ください。なお、年度途中で自治会町内会長の変更、回覧物必要枚数等の変更がありましたら、担当課までご連絡ください。

◎提出書類 自治会町内会現況届、口座振替依頼書

② 地域活動推進費及び地域防犯灯維持管理費の補助金交付

【担当：地域振興課 地域活動係 TEL334-6302】

補助金交付のため、申請書に必要書類を添えて提出をお願いします。
申請の締切りは、例年6月末としています。

◎地域活動推進費

地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的にしています。

算定基準

・単位町内会

当該年度の活動費の1/3の補助

4月1日現在の自治会町内会加入世帯数×@900円が上限額

・地区連合町内会

当該年度の活動費の1/3の補助（12万円までは3/3の補助）

4月1日現在の地区連合町内会加入世帯数×@170円+5万円が上限額

※ 地区連合町内会に対する地域活動推進費補助金の計算方法は、下記の通りです。

「次のAとBを比較して、いずれか低い方の金額」+「C」を補助金額とします。

A @170円×加入世帯数 +50,000円

B {活動費（補助対象経費）-120,000円} × 3分の1

C 120,000円（基礎的支援費）

*活動費（補助対象経費）が12万円以下の場合はその額が補助金額になります。

◎地域防犯灯維持管理費

不特定多数の歩行者の安全を図るために、自治会町内会が行う防犯灯維持管理に要する経費に対する経費補助を行っています。

算定基準：4月1日現在の自治会町内会防犯灯保有数×2,200円

③ 自治会町内会の法人化（地縁による団体の認可）

【担当：地域振興課 地域活動係 TEL334-6302】

この認可制度は、不動産（町内会館等）を保有あるいは保有を予定している自治会町内会に法人格を与え、当該団体名義による不動産登記を可能にします。

《区内法人化数：33 団体（令和 6 年 4 月 1 日時点）》

④ 自治会町内会館整備のための補助金

【担当：地域振興課 地域活動係 TEL334-6302】

活動の拠点である会館を整備する場合、整備に要する経費の一部を補助する制度があります。補助をお考えの段階で担当課までご連絡ください。

なお、整備実施の前年度の 7 月末までに事前の申し出が必要となります。

種 類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	1/2	1㎡あたり125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	1/2	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター 設置工事費	1/2	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	1/2	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
改修	1/2	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	1/2	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない）

※ 風水害等の自然災害により、緊急で修繕が必要になった場合は、お問い合わせください。



⑤ 自治会町内会館脱炭素化推進事業

【担当：市民局 地域活動推進課 TEL671-2317】

【担当：地域振興課 地域活動係 TEL334-6302】

自治会町内会の活動の拠点となる会館に、省エネ効果の高い設備を導入する際の費用を補助します。申請の締切りは、9 月末です。

※予算上限に達し次第、受付終了となります。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円



◎申請先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（市委託事業者）

TEL451-7740（受付時間：平日 9:00～17:00）

⑥公共掲示板・防犯灯の（道路）占用申請

…自治会町内会独自に防犯灯を設置する場合

【担当：保土ヶ谷土木事務所 TEL331-4445】

区内の公道に公共掲示板や自治会町内会独自の防犯灯（東京電力柱やN T T柱に取り付けるものも含む）を設置しようとする場合は、許可が必要となります。保土ヶ谷土木事務所に道路占用許可申請をし、許可を得てください。

国道については、横浜国道事務所への申請となります。但し、一部横浜市が管理する区間があります。詳しくは、保土ヶ谷土木事務所までご相談ください。



⑦LED防犯灯の設置申請について

【担当：市民局 地域防犯支援課 TEL671-3709】

【担当：地域振興課 地域活動係 TEL334-6302】

自治会町内会の申請により、市民局がLED防犯灯を設置します。

設置対象となるLED防犯灯は、「電柱」に取り付けるタイプと、電柱がない場合は、「鋼管ポール」を建て防犯灯を取り付けるタイプがあります。設置されたLED防犯灯の電気料金の支払いや故障時の修理などの維持管理は横浜市が行います。LED防犯灯の設置については、申請にあたって、地域の意見を自治会町内会で取りまとめたいただき、地域振興課へ例年5月末までに申請をいただいています。なお、令和7年度は「電柱」に取り付けるタイプのみの募集となります。

また、自治会町内会の皆様には、設置されたLED防犯灯の故障の発見や連絡などの日常の見守りをお願いしています。LED防犯灯の故障等を発見された場合は、管理番号（黄色のプレート又は銀色のシール）、住所、不具合発生時期及び時間帯などをご連絡ください。



⑧地域防犯カメラ設置補助金

【担当：地域振興課 地域活動係 TEL334-6302】

地域における犯罪の防止を目的として、防犯カメラを設置する場合、費用の一部を補助する制度があります。補助金の申請をお考えの段階で担当課までご連絡ください。

補助金交付のために必要な交付申請書の締切りは、例年7月末としています。

◎補助率等

補助率 防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の9／10
補助上限額 280,000円



⑨地域の防犯力向上緊急補助金

【担当：市民局 地域防犯支援課 TEL671-3709】

【担当：地域振興課 地域活動係 TEL334-6302】

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組に対して、その費用を補助します。

交付申請兼実績報告書の提出締切りは、10月末です。

◎補助率等

補助率 9／10
補助上限額 1団体につき20万円

◎申請先

防犯緊急補助金受付センター（市委託事業者）
TEL550-5125（受付時間：平日9:00～17:00）



⑩保土ヶ谷区情報伝達ツールアプリ導入補助金

【担当：地域振興課 地域力推進担当 TEL334-6380】

自治会町内会・地区連合町内会が、地域の活動を広く伝える情報伝達ツールアプリやホームページの導入をする際に係る費用を補助します。

申請の締切りは、12月26日（金）です。

◎補助率等

補助率 10／10
補助上限額 1団体につき3万円



2 各種委員の推薦

① 民生委員・児童委員の推薦

【担当：福祉保健課 運営企画係 電話 334-6311】



民生委員・児童委員（主任児童委員含む）は、厚生労働大臣から委嘱される特別職の公務員で、担当の地区を持って活動しており、住民の相談・援助や行政との連絡・協力等、地域福祉の推進役を務めています。

◎選出方法 自治会町内会長の皆様に推薦母体となる「地区推薦準備会」（主任児童委員は連合地区推薦準備会）を結成していただき、そこで委員にふさわしい方のご推薦をお願いしています。推薦準備会からご推薦いただいた方を区から市や国へと推薦します。

◎任期 3年

◎依頼時期 欠員補充（該当地区のみ）：7月（12月委嘱分）、2月（7月委嘱分）
一斉改選：5月（3年毎）※次回の一斉改選は令和7年度です。

【参考】地区（連合地区）推薦準備会の構成員

自治会町内会（連合町内会）代表、地区民生委員児童委員協議会代表及び地域住民の福祉等に関する者から選出します。これらの方々の中から5～10人で構成します。

② スポーツ推進委員の推薦

【担当：地域振興課 生涯学習支援係 電話 334-6308】



スポーツ推進委員は、地域に根ざしたスポーツ・レクリエーションの企画・実施並びに普及活動等を行っています。

◎任期 2年

◎依頼時期 11月（2年毎）

◎人数 原則自治会町内会から1名

◎活動内容 グラウンドゴルフ大会、かるがもファミリーマラソン大会、少年少女球技大会等

③青少年指導員の推薦

【担当：地域振興課 生涯学習支援係 電話 334-6308】



青少年指導員は、青少年の健全育成を目的に地域でさまざまな活動を行っています。

◎任 期 2年

◎依頼時期 11月（2年毎）

◎人 数 自治会町内会に原則1名

◎活動内容 手づくり紙ヒコーキ大会、ほどがやバンドバトル、社会環境実態調査（有害図書調査等）等

④環境事業推進委員の推薦

【担当：資源循環局 保土ヶ谷事務所 電話 742-3715】



環境事業推進委員は、地域でのごみの減量化・リサイクル・発生抑制・街の美化活動の活発化を図るためにさまざまな活動をしています。

◎任 期 2年

◎依頼時期 11月（2年毎）

◎人 数 自治会町内会に原則1名

（地域の実情に応じて複数推薦可）

◎活動内容 分別排出の実践・啓発活動、資源集団回収の推進、地域清掃活動の推進、街の美化にかかわる取組、地域への情報提供、行政との連絡調整

⑤保健活動推進員の推薦

【担当：福祉保健課 健康づくり係 電話 334-6344】



保健活動推進員は、地域における健康づくりの推進役として、横浜市にとってかけがえのない存在です。

「健康横浜 21」に基づいて自ら健康づくりを実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりを実践できるようなきっかけづくりや、継続するための支援を行っています。

◎任期 2年

◎依頼時期 11月（2年毎）

◎人数 自治会町内会に原則1名。ただし、250世帯を超えるところは、250世帯ごとに1名追加

◎活動内容 健康づくり活動の取組み、健康づくりに関する情報の提供・普及啓発、研修会の企画・実施等

⑥家庭防災員研修受講者の推薦

【担当：保土ヶ谷消防署 総務・予防課 予防係 電話 342-0119】



昭和44年に家庭防災員制度が創設され、「自らの家庭は自らで守る」（自助）と「隣近所に防災の輪を広げる」（共助）を理念として制度が発展してきました。

近年は、自然災害が多発し、市民の「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっていることなどから、「自助から始まり、地域における防災活動の担い手としても活躍できる家庭防災員」を養成することを目的とした制度となっています。

◎依頼時期 2月～4月30日（水）まで

◎研修内容（概要）

- ・第1回 地震研修（地震の知識、対応方法等）、防火研修（住宅防火対策）、救急研修（予防救急、心配蘇生法等）
- ・第2回 風水害研修（風水害の知識、対応方法等）
- ・第3回 災害図上訓練（地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練）
- ・スキルアップ研修（区の実情に適した研修を実施）

⑦ 明るい選挙推進協議会推進員の推薦

【担当：総務課 統計選挙係 電話 334-6206】

明るい選挙推進協議会は「きれいな選挙」「投票総参加」の推進を目的としています。

選挙が行われる際は、街頭に出て市民のみなさんに直接、明るい選挙を呼びかける活動を行っています。



◎任 期 2年

◎依頼時期 11月中旬（2年毎）

◎人 数 各自治会町内会 1名程度

◎活動内容 各種選挙における街頭活動や平時における明るい選挙啓発運動への参加等

⑧ 国勢調査員の推薦

【担当：総務課 統計選挙係 電話 334-6206】

国勢調査は統計法に定められた基幹統計調査で、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策やその他の基礎資料を得ることを目的として行われる人及び世帯に関する調査です。5年ごと（西暦の末尾0または5の年）に実施される国の重要な統計調査です。

国勢調査の調査員については、①大規模な調査のため大勢の調査員が必要なこと、②調査漏れがないよう調査区域の土地勘が必要なこと、③かたり調査や詐欺事件を防止する必要があること、などの理由から責任を持って調査事務を遂行できる方の推薦をお願いしています。

◎任 期 2か月（10月1日を基準日にして、前後1か月）

◎依頼時期 3月上旬（5年毎） ※令和7年については、依頼済みです。

次回予定：令和12年3月上旬

◎人 数 自治会町内会により異なります。（区全体で約1,000人）

◎活動内容 調査区内の世帯数の把握と、調査票その他資料の作成や配布など

3 募金・加入募集等

※ 金額等については令和5年4月現在のものです、変更となる場合があります。

①保土ヶ谷区社会福祉協議会 世帯賛助会費

【担当：保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話 341-9876】

保土ヶ谷区社会福祉協議会は、社会福祉法で定められている社会福祉法人として、地域福祉の推進を目的にボランティア活動の推進、要援護世帯や障がいのある方たちの団体への支援、生活福祉資金貸付事業、高齢者や障がい者の外出支援、権利擁護事業、食に関する支援事業等さまざまな事業を展開しています。

また、区内には22の地区社会福祉協議会があり、地域の実情に応じたさまざまな活動（「高齢者食事サービス」「ミニサロン」「見守り訪問活動」「世代間ふれあい交流」「子育て支援活動」等）を展開しています。

このような活動の貴重な財源として、各自治会町内会単位で世帯賛助会費（目安額1世帯あたり250円）のご協力をお願いしています。各地区で集めていただいた金額の60%を3月末に地区社会福祉協議会へ還元しています。

◎依頼時期 11月下旬

②共同募金・年末たすけあい募金

【担当：保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話 341-9876】

共同募金運動は、民間の社会福祉活動を支援する総合的な募金活動で、毎年10月から12月まで全国で展開されます。

区民の皆様から寄せられました募金は、区内の民間社会福祉施設・団体や在宅福祉サービス団体等への配分、また、区社会福祉協議会の活動資金として広く社会福祉活動のために活用されます。

この募金は強制ではありませんが、事前に使途（配分）計画を立てて寄付金募集を行うことから、1世帯あたりの目安額（380円）を設けています。各自治会町内会の皆様におかれましては、募金運動の趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

◎依頼時期 9月下旬

また、「共同募金だより」を年1回発行し、全世帯配布をお願いしています。なお、配布手数料（2円/部）を各自治会町内会に対して、日赤会費募金手数料、社協ほかや配布手数料と一括して11月末にお支払いします。

③日本赤十字社 会費募金

【担当：保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話 341-9876】

日本赤十字社は「いのちと健康を守る」ために、献血、災害支援、医療活動等を幅広く全国的にすすめています。

「赤十字運動月間」である5月を中心として、各自治会町内会の皆様にご協力いただき、赤十字の活動資金を募集しています。

この運動は強制ではなく寄付金の額の定めはありませんが、例年1世帯あたり目安となる金額(200円)を設定のうえ、広くお願いしご協力をいただいています。

なお、実績の8%を手数料として、各自治会町内会に対して広報紙配付手数料と一括して11月末にお支払いします。

◎依頼時期 4月下旬

④保護司会 更生保護活動協力費

【担当：保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話 341-9876】

保護司会は、地域から犯罪のない明るい住みやすいまちをつくるために、更生保護関係団体の犯罪予防活動等への助成及び関係団体と協力して「社会を明るくする運動」等の機会に青少年の健全育成、非行防止、地域浄化活動を実施しています。

各自治会町内会単位で、更生保護活動協力費(1世帯あたり20円)を日赤会費募金と併せてお願いし、事業費に充てています。

◎依頼時期 4月下旬

⑤保土ヶ谷防犯協会 会費

【担当：保土ヶ谷防犯協会事務局(保土ヶ谷警察署内) 電話 337-5557】

保土ヶ谷防犯協会は、区民が安全で安心して生活できるように、青色回転灯搭載車による“目”と“耳”からの防犯広報、防犯(地域安全)運動の実施等各種の活動を実施しています。

自治会町内会長には、同協会の会員になっていただいています。

各自治会町内会単位で会費(1世帯あたり35円)を納めていただき、事業費にあてています。

◎依頼時期 4月上旬

⑥横浜市民共済生活協同組合の火災共済加入募集

【担当：横浜市民共済生活協同組合 電話 0120-073-203】

横浜市民共済生活協同組合の火災共済は、組合員の皆様が火災、盗難に伴う破壊、水漏れ、自動車の飛び込み、爆発・破裂、航空機の墜落、落雷によって被害に遭われたとき、協同互助の精神に基づき、相互に助け合う制度です。

地域の安心・安全な暮らしのため、各自治会町内会の皆様には、火災共済新規加入募集の回覧等をお願いしております。

なお、この回覧にご協力いただいた場合、各自治会町内会に「回覧用バインダー」を進呈しております。

◎依頼時期 年間を通して個別に依頼します。

4 各戸配布・掲示等

《各自治会町内会への広報紙・掲示物等の配送方法》

各自治会町内会への広報紙・掲示物等は、主に次の2種類の配送方法でお届けしています。

(1) 広報配送ルート（担当：区政推進課 広報相談係 電話 334-6221）

主に毎月月末頃に指定された場所に業者が広報紙等をお届けしています。

配送先を複数に分けて指定することもできます。

(2) 地域振興課配送ルート（担当：地域振興課 地域活動係 電話 334-6302）

概ね毎月 20 日～23 日頃に指定された場所に業者が掲示物等をお届けします（8月と12月はありません）。

配送先を複数に分けて指定することはできません。

※ 各自治会町内会からお申し出いただいた配送場所に必要部数をお届けします。

※ 毎月 10 日までにご連絡いただければ、配送場所や部数を翌月分から変更することができます。

① 広報紙の配布

【担当：区政推進課 広報相談係 電話 334-6221】

横浜市では、皆様のご協力のもとに、より良い市政情報の提供に努めています。

広報よこはまは、毎月 11 日以降の行事を掲載していることから、毎月 10 日までに各世帯にお配りくださいますようお願いいたします。

広報紙の配布について

広 報 紙 名	広報よこはま	県のたより	ヨコハマ 議会だより
配 布 回 数	毎月 1 回	毎月 1 回	5・8・12・2月
謝 金	9 円／部	8 円／部	4 円／部
謝金支払時期	上半期分（4月～9月）：10月末 下半期分（10月～3月）：3月末		
謝金の問合せ先	保土ヶ谷区役所 区政推進課 広報相談係 電話 3 3 4 - 6 2 2 1		

②社協ほ도가や・共同募金だよりの配布

【担当：保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話 341-9876】

保土ヶ谷区社会福祉協議会では、本会の広報紙を年1回、事務局を担う共同募金会保土ヶ谷区支会として「共同募金だより」を年1回、それぞれ発行し、全世帯配布をお願いしています。

両広報紙に係る配布手数料を各自治会町内会に対して、日赤会費募金手数料と一括してお支払いします。

◎依頼時期 両広報紙ともに9月

広報紙名	社協ほ도가や	共同募金だより
配布回数	年1回	年1回
配布手数料	4円／部	2円／部
支払時期	11月末	11月末

5 防災・防犯・交通安全関係

①「町の防災組織」活動支援事業

【担当：総務課 庶務係 電話 334-6203】

いつ起きるかわからない地震などの災害に備え、地域ぐるみで被害を防止・軽減・予防することを目的として、自治会町内会等により組織された町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付しています。

補助金額は1世帯あたり160円、対象世帯数の上限は広報送付部数です。

◎申込期間 6月末日まで

②防災講師派遣事業

【担当：総務課 庶務係 電話 334-6203】

自治会・町内会等に地震や風水害に関する防災講師を無料で派遣しています。

自治会・町内会で取り組む防災や、在宅避難や家庭で取り組む防災のほか、女性視点での防災など、幅広いテーマをご用意しておりますので、地域における自助・共助の取組みにぜひご活用ください。

詳細につきましては、区ホームページをご確認ください。⇒⇒⇒

その他、ご不明点等ございましたら担当までお気軽にお問い合わせください。



③地域防災拠点

【担当：総務課 庶務係 電話 334-6203】

地震などによって家が倒壊または焼失し、住む場所がなくなった人が一定期間避難生活を送る場所として、小中学校等を「地域防災拠点」に指定しています。各拠点には、防災無線や特設公衆電話、防災資機材を収めた防災備蓄庫が整備され、情報伝達や援助物資の配布等の機能を備えています。保土ヶ谷区内には、27カ所の地域防災拠点があり、地域の力で運営できるよう、拠点ごとに地域・学校・区役所で構成された地域防災拠点管理運営委員会が設置されています。

自治会町内会長の多くは、それぞれの地区の代表として管理運営委員会のメンバーになっています。

④災害時要援護者支援事業

【担当（事業全般）：保土ヶ谷区 福祉保健課 運営企画係 電話 334-6311】

【担当（名簿など）：保土ヶ谷区 高齢・障害支援課 高齢・障害係 電話 334-6382】

【担当（防災一般）：保土ヶ谷区 総務課 庶務係 電話 334-6203】

高齢者や障害者など、地震等の災害発生時に支援を必要とする方（災害時要援護者）の安否確認・避難支援などが迅速に行われるためには、本人・家族の自助と地域の共助の力が必要です。

そこで、日頃から要援護者との顔の見える関係づくり・地域で支えあう体制づくりといった要援護者支援について、地域での検討・取組を進めていただくようお願いしております。

なお、地域で要援護者を把握する方法として、「情報共有方式」（名簿掲載を希望しない要援護者を除いた名簿を、区役所と協定を結んだ自治会町内会等へ提供する）も選択できます。

⑤災害応急用井戸

【担当：生活衛生課 環境衛生係 電話 334-6363】

災害時にトイレ用洗浄水などの生活用水（飲用・調理用等以外）を確保するための井戸を、井戸所有者の協力を得て、「災害応急用井戸」として指定し、その名簿等を整備しています。

⑥子ども110番あんしんの家

【担当：地域振興課 地域活動係 電話 334-6302】

道を歩いていて、身の危険を感じた時に、子どもや女性、高齢者等が緊急避難できる家が「子ども110番あんしんの家」です。

子どもや女性、高齢者等の避難所をつくるという目的と同時に、地域として犯罪から子どもたちを守るという姿勢をアピールすることができ、犯罪の予防にも効果があります。

この事業は、地域によって異なりますが、学校、商店及び自治会町内会等の協力により実施しています。

⑦スクールゾーン対策協議会

【担当：地域振興課 地域活動係 電話 334-6303】

子どもたちを交通事故から守るため、小学校を中心とする通学路を含めた概ね半径500メートル程度の範囲をスクールゾーンとして設定しています。学校・PTA・自治会町内会等で構成する「スクールゾーン対策協議会」は、スクールゾーン内の危険箇所や標識・ガードレール・通学路等の点検、登下校時の交通安全指導などを行い、交通安全のための対策を検討します。

スクールゾーン対策協議会は、警察署や土木事務所と協力し、一定の基準に沿って、交通安全対策に必要な事項を実施します。

6 選挙関係

① 当日投票所の投票管理者・投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の推薦

【担当：総務課 統計選挙係（保土ヶ谷区選挙管理委員会） 電話 334-6206】

当日投票所の投票管理者1名・投票立会人2名の推薦を、地区連合町内会長を通じてお願いしています。

また、期日前投票所の投票立会人につきましても、期日前投票所となる区役所及びイコットハウスの周辺に位置する地区連合町内会長を通じて、期日前投票所ごとに投票期間1日につき、投票立会人2名の推薦をお願いしています。

※なお、連合未加入地区における投票所は、単位の自治会町内会長へ個別に依頼します。

◎依頼時期 選挙時

② 選挙啓発ポスターの掲出について

【担当：総務課 統計選挙係（保土ヶ谷区選挙管理委員会） 電話 334-6206】

各種選挙において、各自治会町内会の掲示板に選挙啓発ポスターの掲出をお願いしています。

◎依頼時期 選挙時

※選挙公報については、令和元年7月の参議院選挙まで、自治会町内会の皆様に配布を依頼させていただいておりましたが、令和3年度の選挙から新聞販売店及びポスティング業者に配布していただくよう変更いたしました。

7 保険制度関係

① 横浜市市民活動保険制度

【担当：総務課 庶務係 電話 334-6373】

ボランティア活動中に死亡またはけがをした場合やボランティア活動者の過失によって第三者に損害を与えた場合等に保険金が支払われる制度です。

横浜市が保険料を全額負担し、保険会社と契約を結んでいますので、市民の皆さんには、特に加入手続きを行っていただく必要はありません。

ただし、保険の対象とならないケースもありますので、担当までお問い合わせください。

② ボランティア行事用保険

【担当：保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話 332-2412】

社会福祉協議会及びその構成員・会員であるボランティアグループや団体が社会福祉活動の一環として行うボランティアに関する行事が対象となります。損害部分については、主催者を含む行事参加者が補償対象となります。

行事を開催する前に加入手続きをしていただく必要があります。(有料)

ただし、保険の対象とならないケース(自治会町内会が単独で行う盆踊りや運動会、防犯・防火パトロール等の行事)もありますので、担当までお問い合わせください。

8 保土ヶ谷ほとなまちづくり（保土ヶ谷区地域福祉保健計画）

保土ヶ谷ほとなまちづくり（保土ヶ谷区地域福祉保健計画）

【担当：福祉保健課 事業企画担当 電話 334-6341】

保土ヶ谷ほとなまちづくりは、様々な人や団体がつながり支えあうことで、安心していきいきと暮らせる地域にしていこうとする「保土ヶ谷区地域福祉保健計画」の愛称です。区民の皆さんや関係団体・機関、地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所などが、基本理念の実現に向けて、共通の目標を持って取組を進めていきます。

《基本理念》つながり支えあい 安心していきいきと暮らせるまち ほどがや

【大切にしている視点】地域のみんを対象に／地域のみんを以て進めよう



◎計画期間 令和3～7年度

◎計画の構成 区全域計画：区全体の方針や取組を記載した計画

地区別計画：地区社会福祉協議会のエリアごとに、地域のつながり・支えあいを生かして住民主体で取り組む計画

◎計画の推進 地域の皆さんで策定した地区別計画の実現に向けた取組を進めていきます。地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所で編成する地区支援チームが計画の推進をサポートします。

■「第4期保土ヶ谷ほとなまちづくり（保土ヶ谷区地域福祉保健計画）ホームページ」

https://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/kurashi/fukushi_kaigo/chiiiki/fukushi/fukushi-plan/4th/4th.html

第4期保土ヶ谷ほとなまちづくり（保土ヶ谷区地域福祉保健計画）に関する最新情報をお知らせしています。

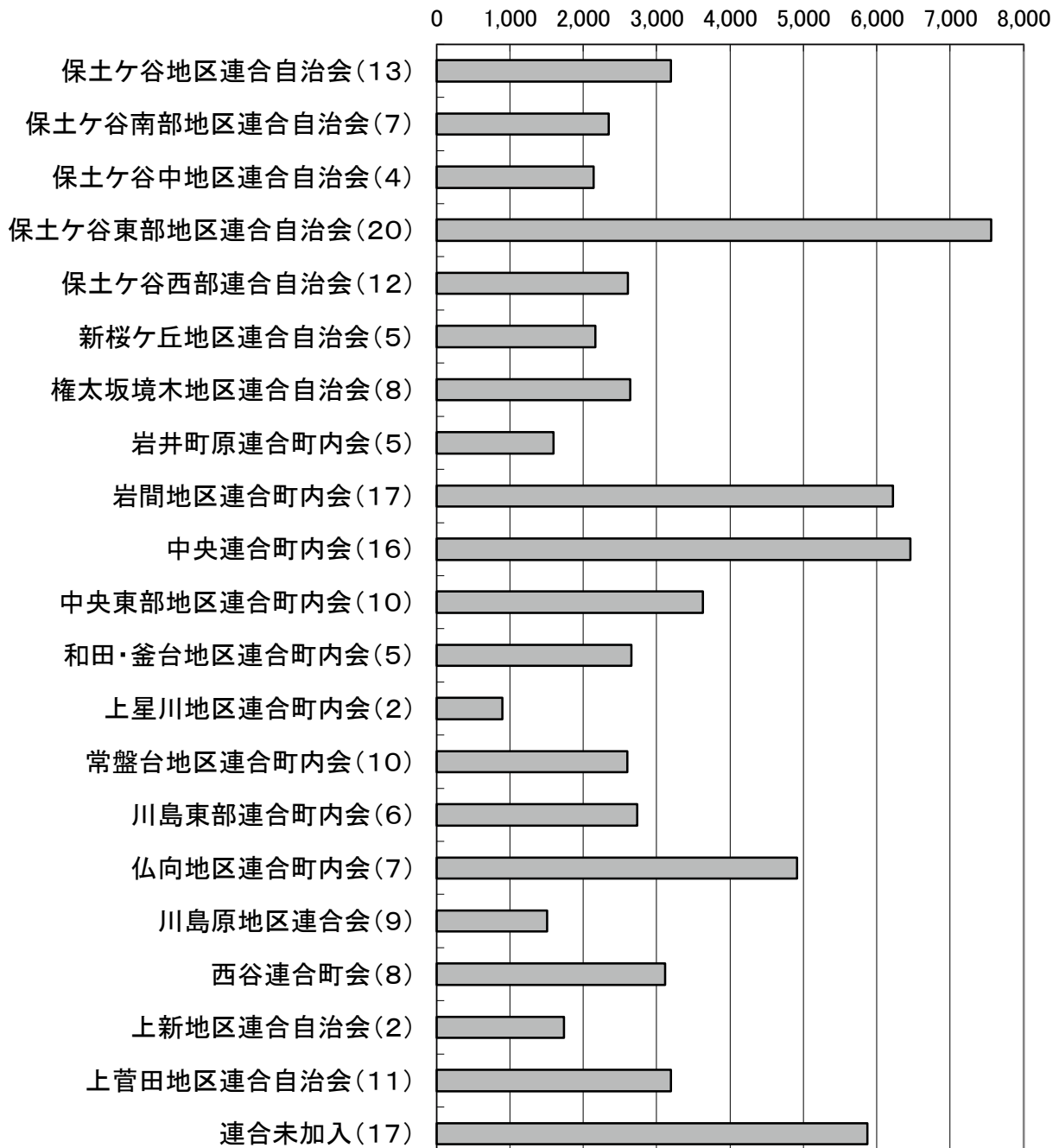


第3章 参考資料

自治会町内会関係データ集

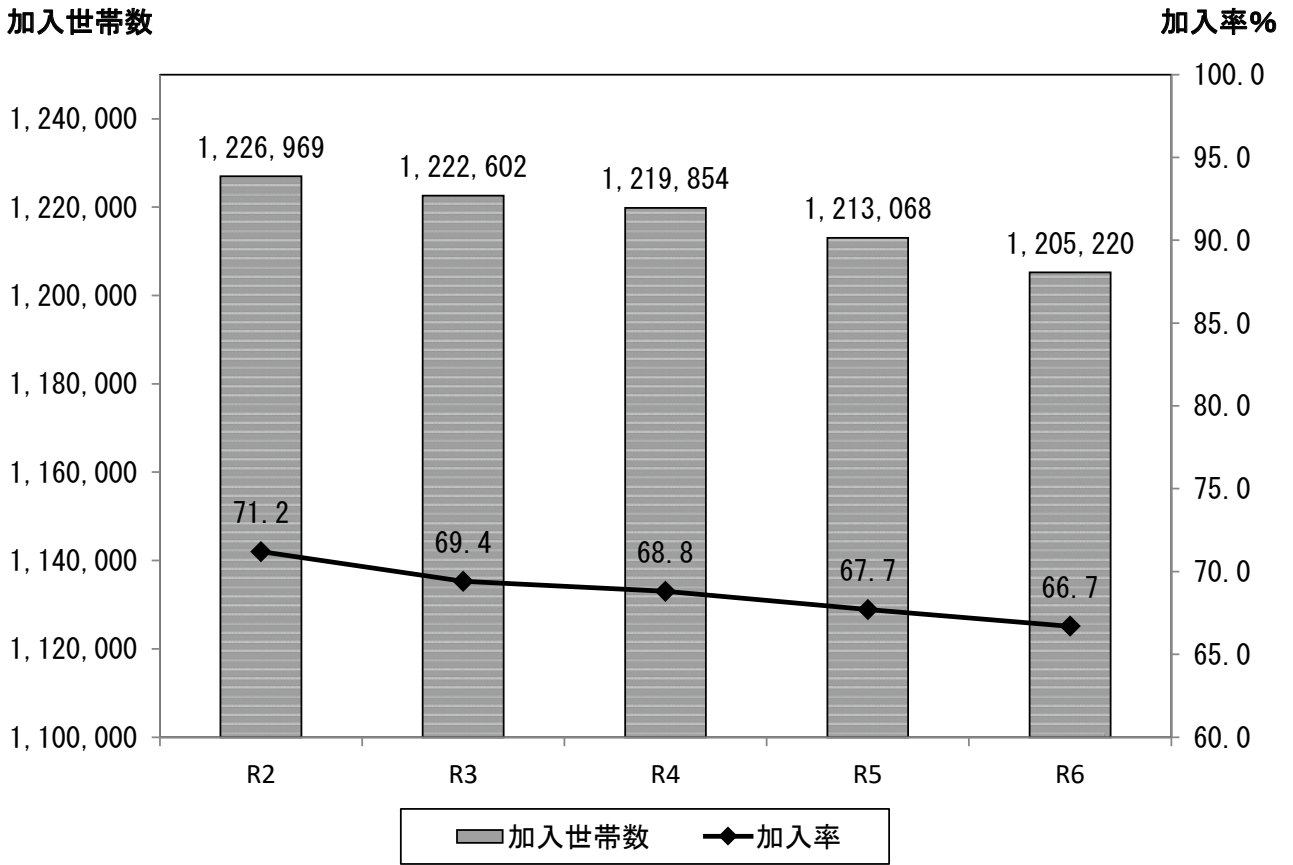
保土ヶ谷区内 自治会町内会加入世帯数（令和6年4月1日現在）

【団体数:194 加入世帯数:69,827】※()は団体数



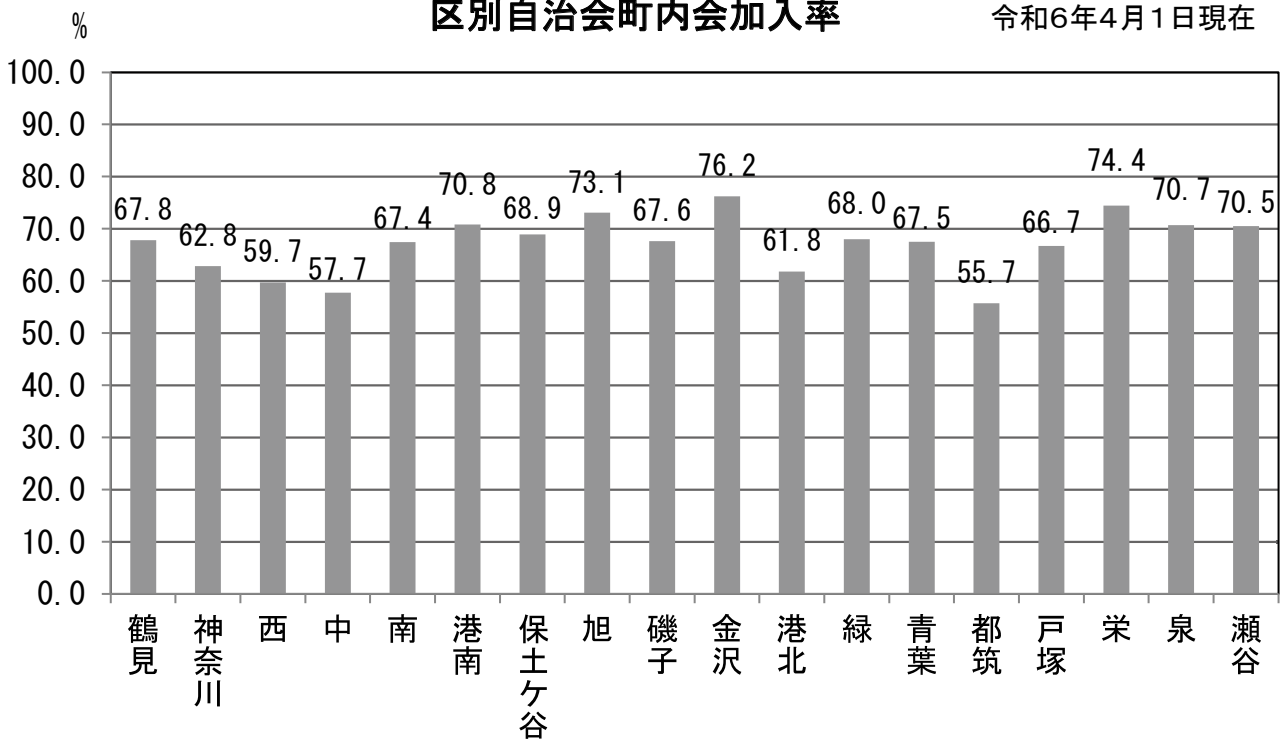
各年4月1日現在

横浜市自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移



区別自治会町内会加入率

令和6年4月1日現在



～行政等の自治会町内会活動支援サイト～

■「保土ヶ谷区連合町内会長連絡会ホームページ」

<https://hodogaya-kurenkai.jp/>

保土ヶ谷区の地区連合町内会長で構成される、「保土ヶ谷区連合町内会長連絡会（区連会）」によるホームページです。各月の定例会のレジメが掲載されています。



■「横浜市町内会連合会ホームページ」

<http://www.yokohama-shirenkai.org/>

横浜市の各区連合町内会長で構成される、「横浜市町内会連合会（市連会）」によるホームページです。自治会町内会活動に関する支援サイトで、他区の自治会町内会のホームページもリンクされていて参考になります。



■「横浜市役所市民局ホームページ」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/>

横浜市の事業紹介などが掲載されていて運営に役立つホームページです。

- 地域活動推進費
- 自治会町内会館整備費補助
- 地縁による団体の認可
- 自治会町内会規約例
- 町内会館（集会施設）利用規約モデル（例） など



自治会町内会ガイドブック 令和7年6月1日

発行 保土ヶ谷区連合町内会長連絡会

（事務局）横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9

保土ヶ谷区役所地域振興課地域活動係

電話 3 3 4 - 6 3 0 2

<https://hodogaya-kurenkai.jp/>



HODOGAYA



保土ケ谷区公式マスコット
ほどびー

区制100周年を記念し、区内・外からデザイン案を公募し、362件の応募の中から、厳正な審査及び区民の皆さんによる投票により決定しました。

区の鳥であるカルガモをモチーフに採用し、宿場町としての歴史をイメージした角笠と羽織の衣装としました。区のイメージカラー『ほどがやグリーン』の羽織の胸元には区のマークを、袖には区の花であるすみれをイメージした模様をデザインしています。

「ほどびー」という名前は、『ほどがや』と『ピース (peace)』が語源になっています。

